

**財務省第12入札等監視委員会  
令和3年度第4回定例会議議事概要**

開催日及び場所	令和4年6月21日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 塚 祥子(井口・塚法律事務所 弁護士)	
	委員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年1月1日(土) ~ 令和4年3月31日(木)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 令和3年度福岡市早良区早良4丁目外所在国有地樹木伐採等工事 契約相手方 : 井上造園株式会社 (法人番号 8290001064446) 契約金額 : 854,700円(税込) 契約締結日 : 令和4年1月20日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-1件	-
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置に係る随時保守 契約相手方 : イービストレード株式会社 (法人番号 6010001068278) 契約金額 : 24,704,900円(税込) 契約締結日 : 令和4年2月10日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 監視艇「さいかい」左舷主機関排気管立ち上がり修理作業 契約相手方 : 富永物産株式会社九州事業所 (法人番号 6010001052075) 契約金額 : 1,056,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年2月18日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 文書裁断機の購入9台 契約相手方 : 株式会社福助屋 (法人番号 3290001016237) 契約金額 : 4,651,900円(税込) 契約締結日 : 令和4年1月27日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-1件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置に係る随時保守 契約相手方 : イービストレード株式会社 (法人番号 6010001068278) 契約金額 : 24,704,900円(税込) 契約締結日 : 令和4年2月10日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 文書裁断機の購入9台 契約相手方 : 株式会社福助屋 (法人番号 3290001016237) 契約金額 : 4,651,900円(税込) 契約締結日 : 令和4年1月27日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 1】</b>  <b>契約件名</b> : 令和3年度福岡市早良区早良4丁目外所在国有地樹木伐採等工事  <b>契約相手方</b> : 井上造園株式会社  (法人番号 8290001064446)  <b>契約金額</b> : 854,700円(税込)  <b>契約締結日</b> : 令和4年1月20日  <b>担当部局</b> : 福岡財務支局</p>	
<p>大幅な低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったかについて確認したい。</p>	
<p>貴局の樹木伐採工事入札においては、低入札が多いがその理由をどのように考えているか。</p>	<p>樹木伐採工事は、必要経費が人件費、工具やトラックの借損料、処分費のみとなることが多い。また、業者の繁忙時期、手持ち工事の状況によっては、安価でも落札したいという意向が強くなり、低価格で応札することがあると考える。</p>
<p>参考見積を1者のみとした理由は何か。</p>	<p>7月に住民から伐採要望があり、本工事費を予算要求する必要があったが、予算要求の締切まで時間がなかった。また、当時はコロナ禍で職員の出勤を制限しており、担当者の時間も限られていた。このような中、対応できる業者が未利用地管理委託業者のみであったため、当該業者へ見積りを依頼したものである。</p>
<p>落札者以外の応札者の入札価格も、大幅な低落札率となっているが、この要因をどのように考えているか。</p>	<p>落札者と同様に、クレーン車等を利用せず人力で伐採する工法であったこと、また、業者の伐採技術力に応じて必要な工具、工事期間等が変わってくるが、それらが当局積算よりも少なかったことがあげられる。さらに、工期が業者にとって閑散期であり、安価でも手持ち工事を確保したいという業者の意向があったと考える。</p>
<p>落札業者が提出した工事費内訳書は、簡易な記載内容となっているが、この点について貴局はどのように考えているか。</p>	<p>建設工事、建物修繕工事等の複雑な工事であれば、詳細な工事費内訳書が作成されるが、樹木伐採工事は、どちらかと言えば工事内容が簡単な工事であり、工事費内訳書も簡易なものになると考える。</p>
<p>本事案からも明らかなように、工法や工期が重要なポイントである。出来る限りの工夫をお願いしたい。</p>	<p>出来る限りの対応を行いたい。</p>
<p>予定価格の積算においては、クレーン車や農地保護のために敷鉄板を利用する工法としているが、この工法を採用した理由は何か。参考見積がこの工法であるために、そのまま採用したのか。</p>	<p>参考見積業者には、工事現場の状況を踏まえ、一般的に必要と判断される工法により見積りを行うように依頼した。  伐採対象には10メートル以上の高木も含まれるため、クレーン車は通常利用すると考えた。また、農地の工事においては、農地保護のために敷鉄板を利用することが一般的であり、今回も隣接地が農地であることを踏まえ、敷鉄板は通常利用すると考えた。</p>

参考見積業者も入札に参加しているが、入札価格は参考見積価格と乖離し、低入札となっている。この理由をどのように考えているか。

予算要求のための参考見積であり、参考見積業者へは、競争性を加味せず見積りを行うように依頼した。

当該業者としては、入札参加に当たり、手持ち工事の状況や他の入札参加者との競争性を考慮して入札価格を決定していると考えられ、結果的に低入札となっている。

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 2】</b>            契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置に係る随時保守            契約相手方 : イービストレード株式会社            (法人番号 6010001068278)            契約金額 : 24,704,900円(税込)            契約締結日 : 令和4年2月10日            担当部局 : 門司税関</p>	
<p>1者応札であり、落札率が高い。予定価格の算出は適正か、また競争性が働いているのか。</p>	
<p>他税関では同種業務は公募案件となっていることが多いが、競争入札となった理由は何か。</p>	<p>本事案は、コンテナ貨物大型X線検査装置(以下、「大X検査装置」という。)の設置施設における遮蔽扉の台車車軸について交換を委託するものであることから、大X検査装置のリース契約の相手方である落札者(以下、「E社」という。)以外の者の応札の可能性も考えられたため、原則どおり、競争入札を実施することとした。</p>
<p>予定価格算出に当たって、大X検査装置に係る保守契約等実績のあるI社に作業料単価についてヒアリングする際、交通費、宿泊費等について聴取していない理由は何か。</p>	<p>作業料単価については、E社から聴取した作業料単価の適正性を計るため、I社から聴取した。交通費、宿泊費に係る予定価格の算出に必要な情報については、当関において本事案と類似業務の委託実績がないこと、また、E社が受託する可能性が高いと考えられたことから、E社以外の者から聴取する必要性が低いと判断したためである。</p>
<p>大X検査装置の遮蔽扉に係る車軸の破損事象が全国的に発生したとのことだが、本事案の保守業務が実施可能な業者の数はどの程度となるのかお教えいただきたい。そして、本事案に関して、落札者以外に応札の声掛けを行った先があれば相手先名と当該声掛け先が応札に至らなかった経緯等について把握していればお教えいただきたい。</p>	<p>本事案や他税関での同様の業務における受託者がE社であったことに鑑みると、本業務を受託できる者は、E社のみであったと考えられる。            なお、声掛けについては、当関での類似業務の委託実績がないこと等の理由から、E社以外への声掛けは行っていない。</p>
<p>今後、類似事案が発生した場合、委託業者の選定はどうすることが適切と考えているか。</p>	<p>本事案や他税関での同様の業務における受託者がE社であったことに鑑み、公募の実施による選定でよいと考えている。</p>
<p>予定価格の算出に当たり、本事案に係る部材等の参考価格もI社から聴取し、その結果を踏まえ予定価格に反映させたほうがより適正といえるのではないか。</p>	<p>その方が適正であったと考える。</p>
<p>本業務については、大X検査装置の保守契約で対応することはできなかったのか。</p>	<p>遮蔽扉は大X検査装置に含まれるものでないため、保守契約では対応できなかった。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 3】</b>            契約件名 : 監視艇「さいかい」左舷主機関排            気管立ち上がり修理作業            契約相手方 : 富永物産株式会社九州事業所            (法人番号 6010001052075)            契約金額 : 1,056,000円(税込)            契約締結日 : 令和4年2月18日            担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>応札者が少なく、監視艇の主機関整備では同一業者の落札が続いている。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているか。</p>	
<p>業者見積を落札業者ともう1者から入手しているが、その2者とした理由は何か。</p>	<p>落札した者は過去にも落札実績があり、当該監視艇の事情も承知しており、距離的にも最短であるため見積りを依頼している。もう1者は契約実績はないが、対応が早いいため依頼を行った状況である。</p>
<p>参考見積りを提出した業者が入札に参加しなかったのは何故か。            また今回参加した業者から見積もりを取らなかったのは何故か。</p>	<p>時期的に多忙で距離も遠く、金額的に大きな案件でもないため参加を見送ったと聞いている。            参考見積りを取得した2者は対応が早いいため依頼を行ったものである。時間的余裕もなかったため取得しなかった。</p>
<p>緊急性がある印象があるが、入札にかかる時間があつたのか。</p>	<p>本案件は排気管の部品交換であるが、エンジンの負荷を抑えての運航は可能な状況であったため、修理を終えるまでは運行を制限していた状況である。</p>
<p>業者見積の取得はどのような方法で行っているのか。</p>	<p>1者は当該監視艇の事情を承知しており、距離的にも最短であるため現地調査と併せて依頼している。もう1者は前述の現地調査の結果を踏まえ、作業内容を伝えるのみで見積りを依頼している。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 4】</b>            契約件名 : 文書裁断機の購入9台            契約相手方 : 株式会社福助屋                              (法人番号 3290001016237)            契約金額 : 4,651,900円(税込)            契約締結日 : 令和4年1月27日            担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>1者応札であり、競争性が働いているか。</p>	
<p>本件調達には年度当初から予定されていたものか。発注見通しとして事前に公表されていたか。</p>	<p>今回更新した文書裁断機は、取得後相当年数を経過していたものであるが、近年のコロナ禍により感染防止対応物品等の突発的な調達案件が見込まれたことから、予算状況を勘案し、文書裁断機については基本的には修理による対応、修理が不可能な場合のみ随時更新するといった対応を取っていた。そのような状況から、年度当初に調達計画は立てておらず、年間の発注見通しにも掲載はしていない。</p> <p>しかしながら、メーカーから部品等の製造中止により修理対応ができなくなるとの情報を得たことから、急遽、年度途中で調達計画に計上したものである。</p>
<p>結果的に1者応札となっているが、その原因について考えられることは何か。また、本事案に関し、落札者以外に応札の声掛けをされた先があれば相手先名と当該声掛け先が応札に至らなかった経緯等について把握できている点があれば教えていただきたい。</p>	<p>1者応札の原因は、昨今の半導体不足により製品が流通しておらず、確保が難しいとのことであった。</p> <p>落札者以外にもC社とD社の2者に対して声掛けを行い、そのうちD社は新規に声掛けを行った業者である。</p>
<p>現実に納入された機種は、どのメーカーのどのような機種か。</p>	<p>A社のZ製品が3台とB社のX製品が6台納入となった。</p> <p>落札業者においても、半導体不足の影響で、1メーカーの製品だけでは確保が難しいとのことで、2メーカーで応札したという状況である。</p>
<p>落札した業者と応札できなかった業者の違いは何と考えられるか。</p>	<p>品薄という状況の中で、落札業者は2メーカーに分けて納品をしてきたところにあると推測する。</p>
<p>B社製品には、仕様書の対象とした製品以外にも複数の製品があるが、仕様書の対象としなかった理由は何か。</p>	<p>他の製品は、職員数や裁断量から見て処理容量を超過し、修理の頻度が増加する恐れがあること、また、個人情報等を多く扱うことから裁断寸法や裁断方式にはより機能の高いものが必要であることから、調達の対象としていない。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>参考見積を1者のみとすると、工法において、その業者の意向が強く反映される。</p> <p>樹木伐採工事のように工法が多様にある場合は、予定価格の積算段階において、複数者から参考見積を徴求する必要があると考える。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>競争に付した理由については理解できるが、仕様書からすればE社以外の受託は考えにくく、公募による委託業者の選定が妥当と考えられる。</p> <p>また、大X検査装置の保守契約に同様事案の対処を含めることができないか検討されたい。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>予定価格の積算にあたり、参考見積りを広島 の業者からも取得している点は評価するが、落札の可能性のある業者からも取得するべきと考え、また、現場の確認ができる業者から見積もりを取得するべきではないかと考える。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>昨今の半導体不足による特殊事情により調達 が難しくなり1者応札になったことは理解できた。</p> <p>しかしながら、これまでの調達で同一業者の落札が続いていることを考えると文書裁断機の耐用年数等を踏まえ計画的な調達を行うこと、更に、事前に公表しておくということが複数者応札に有益と考えられる。</p>	